

=====

コンテンツ (No.6)

今回は、以下の内容でお届けします。添付写真は、国家工商行政管理局局舎です。

- 1 . 工商行政管理局の垂直管理
- 2 . 著名商標が新たに45認可される
- 3 . 重点保護商標リスト
- 4 . 香港が米国スペシャル301監視リストから除外される見込み
- 5 . マイクロソフトが中国での侵害訴訟で初の勝訴
- 6 . 柳沈事務所が裁判所関係の業務停止
- 7 . イドリス WIPO 事務局長の来訪
- 8 . 日本特許庁専門家の来訪
- 9 . 1998年商標出願等統計
- 10 . 1998年専利出願上位企業

=====

1 . 工商行政管理局の垂直管理

党中央、国务院の決定を受け、国家工商行政管理局は全国の工商管理体制を改革し、1級行政区（直轄市、省、自治区）以下の工商行政管理局（市、県など）の予算、人事を含めた管理体制を原則すべて1級行政区の工商行政管理局が直接管理することとなった（垂直管理）。

これまで、省レベル以下の市や県の工商局はそれぞれの市や県の地方政府が管理していたため、各地域毎のばらつきや中央の指示が徹底しない等の問題が指摘されていたが、市場経済の進展にともなう市場管理や法律執行強化の必要から、このような省毎の一括管理体制を取ることとなった模様。これにより、地方保護主義の排除といった面で改善が図られるものと期待される。

昨年末に決定された上記の内容は、各地域毎に順次実施されることになっており、北京市（1級行政区）では既に今年1月1日から新体制での管理がスタートしている。しかし、十前後の大きな市については省から独立した管理になる模様で、現在調整中。今年中頃までには大勢が判明する模様。

2 . 著名商標が新たに45認可される

国家工商行政管理局商標局は、今年1月5日、著名商標を新たに45認定し、これで中国の著名商標は合計87となった。残念ながら今回認定された中には、外国商標は一つも含まれておらず、すべて中国企業の商標であった。

今回の認定は、過去の選定に比較すると、特別な新聞発表や認定された企業側の宣伝がなかったため、非常に淡々としたものとなった。

このような状況について、中国商標報・商標世界(1999.1.27)では次のように解説している。

- ・ 以前の著名商標認定は、一部の大衆の誤解もあり、優秀企業を選定するといった趣があった。例えば、第1回の選定（1991年）では一般消費者からの投票結果を参考にして選定した。また、第2回の選定（1992年）の年には、優秀企業選定が禁止されたこともあり、人々

の関心が過熱し過ぎて選定作業が中止となった。

- ・そもそも、中国における優秀企業の選定は企業表彰のためのものであり、商標権保護を目的とする著名商標制度とは異なるものである。このため、優秀企業は一般大衆全体に知れ渡っていないかもしれないが、著名商標はその分野において著名であれば保護されるのである。
- ・今回の選定は、著名商標選定のあるべき姿に近づいてきたので好ましいことであるが、商標権の保護よりも宣伝効果を狙って申請したと思われる企業も一部存在している。このような誤解は、今後の著名商標制度による商標権の保護の実践の中で企業の誤解を正していく必要がある。

3．重点保護商標リスト

商標局は本年1月14日、重要商標のリスト作成のため、2月15日を提出期限として、各渉外商標代理人事務所に対して「省にまたがった侵害事件が2件以上発生している重要商標」を資料を添えて提出するよう通達を發した。

中国商標報・商標世界(1999.1.27)によれば、今回作成される重要商標リストは、地方工商局が商標案件の処理する際の参考資料にするためのもので、国内外の重要商標が含まれるとのことである。

今回の選定基準は、市場で非常に高い信望を集めていて、一般大衆によく知られている登録商標であること、近年来中国の複数の省で権利侵害が発生し、工商行政管理機関の取り締まりにもかかわらず解決しない商標であること、とのことである。地方工商行政管理局はこの重点保護商標リストの商標について提訴を受けた場合、重点業務として積極的に取締りをおこない、省クラスの工商行政管理機関は定期的にこれらの重点商標の保護状況について商標局に報告しなければならない模様である。

この活動は、商標登録権者の権利を着実に保護し、消費者の合法的な利益を保ち、市場経済環境を浄化するためのものでもあり、工商行政管理局が全国的に展開している「社会公害を処理する」活動の一環とのことである。また、著名商標の認定と根本的な違いがあり、このリストは地方工商局の内部資料として保存し、外部に公表しないとのことである。

4．香港が米国通商法スペシャル 301 条監視リストから除外される見込み

1999.1.21 付けの South China Morning Post によれば、香港を訪れていた USTR のバシェフスキー代表は、香港が米国通商法スペシャル 301 条の監視リストから除外される見込みであると発表した。

このような方針に対しては、著作権関連業界から強い反対意見が出されているものの、バシェフスキー代表は、過去、香港政府が著作権関係法令の整備や、70 以上の二セ C D 工場の摘発等の努力を行ったことを評価し、監視リストから除外する模様。ただし、現在でも侵害事件は数多くあることから、今後も香港政府にさらなる改善を要求して行く模様。そして、現在の問題点として、企業によるコンピュータソフトの権利侵害、侵害品の製造に用いられかねない多くの光ディスク製造ラインの存在を指摘している。

香港は2年間監視リストに名を連ねていたが、昨年は、1年以内に状況を改善することを約束し、それが今回の監視リストからの除外につながった模様。香港貿易産業省のスポークスマンに

よれば、香港政府は、知的財産権保護のために断固たる政策を採っており、製造業者のみならず、リテールの販売に対しても侵害品の排除を進めているとのこと。例えば、1998年は、39百万枚の二セ光ディスクを押収し、53百万 HK\$相当のの商標侵害品を押収した。そして、現在、学校教育の中にも知財教育を組み込みつつあると発表した。

知的財産権署は、これまでに150の学校を訪問して、4,800人の生徒に対して知財教育を施した。また、今後3年間で900万 HK\$の予算を計上して、子供や一般大衆への普及啓蒙に努める予定であるとのことである。

しかし、このような努力にもかかわらず、現状ではニセモノは増え続けており、HK Federation of Youth Groups の調査によれば、15歳から29歳の若者517人に質問したところ、約80%が過去に偽物を買っているか、現在でも興味を持っていると答えている。特に、ニセのVCDを買うケースが多いようである。

また、International Intellectual Property Alliance (IIPA) は、米国企業は1998年の1年間で著作権侵害で12.4億ドルの損害を受けており、前年(11.7億ドル)に比べても被害額が上昇していると警告している。

5. マイクロソフト勝訴

1999.3.7 付けの China Daily によれば、マイクロソフト社は、中国のコンピュータ会社2社を相手取った裁判で勝訴し、賠償金約800,000元(\$96,000)及び謝罪広告の掲載命令を勝ち取った。

この判決は北京第一中級人民法院によって下されたもので、マイクロソフトがソフトウェアの侵害で中国で初めて勝ち取った判決であり、被告が控訴しなかったことにより、判決が確定した模様。

マイクロソフトによれば、この事件の被告2社は、マイクロソフトの承諾なく、Windows 95, Office97等のソフトを無断でパソコンにインストールしていたというもの。

6. 柳沈事務所裁判所業務停止

渉外特許商標事務所の一つである北京柳沈知識産権律師事務所(TEL. (+8610)6499-3490 FAX. (+8610)6499-3491)は、司法部より裁判所関係の業務停止命令を受けている。

1999年1月28日の法制日報に掲載された通告によれば、「司法部が直接管理している柳沈知識産権律師事務所は「パートナー弁護士事務所管理弁法(司法部令42号)」に違反して、会社を設立し、経営活動に参加した。司法部弁護士公証工作指導司の決定により、1999年1月27日よりこの事務所に対して審査を行い、その間業務を暫定的に停止する」とのことである。

現在、同事務所では業務停止解除に向けて、司法部と交渉を進めているとのこと。

なお、司法部から停止されている業務は司法関係業務(裁判所関係手続き)であり、知識産権局・専利局、工商行政管理局・商標局・評審委員会等に対する業務はこれまで通り継続している。

7. イドリス WIPO 事務局長の訪中

本年1月27日、訪中していたWIPOのイドリス事務局長が江沢民国家主席と会談し、イドリス事務局長は、中国の知的財産権制度の発展に敬意を表するとともに、WIPOは今後も中国の知的財産権分野に対して人的協力、機材協力を継続することを表明した。

中国政府の招きで北京を訪れていたイドリス事務局長は、中国の知的財産トレーニングセンターに図書の寄付を行うとともに、中国の知財所管官庁のトップらと会談を行った。

8. 日本特許庁の専門家来訪

本年1月24日～2月5日まで、特許庁電子計算機業務課の高木氏がWIPO派遣の専門家として知識産権局・専利局を訪れ、日本の電子出願のシステムの内容等を紹介するとともに、スタートしたばかりの専利局電子出願プロジェクトチームのメンバーと意見交換等を行った。

知識産権局・専利局は、昨年12月に新しい体制の自動化部が実質的に仕事を開始し、1月にプロジェクトチームが結成されたばかりであるが、既に昨年7月から書面手続きの副本としてFD（WORD文書）出願の実証実験（46件）を開始している。できれば2000年に書面出願、FD出願、ISDN出願及びインターネット出願の4つの手段について業務受付けを開始したいとの目標をもっている。

9. 1998年商標出願等統計

1998年に中国商標局が受け付けた出願は、158,260件（内訳は、国内出願：129,833件、外国出願：18,390、マドリッド出願10,037件）であった。

また、工商行政管理局が受理した商標法違反事件は28,952件で、そのうち商標権侵害案件は14,736件であった。

10. 1998年専利出願上位企業

1998年の専利（発明特許、実用新案、意匠）の出願件数外国企業上位10社は以下の通り。（括弧内は1997年）

今回初めて登場した第8位のクラリアは日本の着物メーカーで、意匠出願を中心に出願件数を伸ばした模様。

| | | |
|-----|----------|-------------|
| 1位 | 韓国三星電子 | 995件(861件) |
| 2位 | 松下電器 | 797件(623件) |
| 3位 | 日本電気 | 721件(-----) |
| 4位 | ソニー | 551件(393件) |
| 5位 | シーメンス | 425件(293件) |
| 6位 | フィリップス | 311件(323件) |
| 7位 | 三菱電機 | 289件(255件) |
| 8位 | クラリア（日本） | 272件(-----) |
| 9位 | モトローラ | 268件(328件) |
| 10位 | IBM | 245件(-----) |

また、国内企業では以下のようなものである。

| | | |
|----|----------|------|
| 1位 | 海尔集团公司 | 418件 |
| 2位 | 鴻海精密工業 | 326件 |
| 3位 | 好孩子集团公司 | 274件 |
| 4位 | 中国石油化工集团 | 192件 |

5位 富士康(昆山)電腦 125件

研究所、大学等で100件以上の出願を行っているのは、清華大学(121件)、石油化工科学研究所(102件)、青島家用電器研究所(100件)であった。

China IP News Letter =====

日中經濟協會 北京事務所 知財ニュース 1999/3/16号 (N0.6)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

ご意見・ご質問・ご感想、配布の停止、追加等は

(財)日中經濟協會北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼401 郵編100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,seki@public.east.cn.net

韓 艶梅,pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 1999 Kazuo Seki, all rights reserved

=====